

## 平成31年度 高等学校等就学支援金 意向確認書【新入生】

就学支援金の受給は、生徒本人から学校に申請があった月から開始します。

入学月(4月)から受給を希望する場合は、**4月中に必ず認定申請書 I を学校に提出**する必要があります。  
認定申請書 I の提出後、所得制限を超過していることが判明した場合等は、その後の手続きは不要です。

申請漏れを防ぐために、就学支援金受給の意向を確認しますので、**〇月〇日まで**にご提出ください。

年 組 番			
ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

- 1 就学支援金の申請を ( する ・ しない )
- 2 就学支援金の受給開始希望月は ( 4月 ・ 7月 ・ その他 ( ) )
- 3 申請の際の所得の確認書類は ( マイナンバー ・ 課税証明書 )

※上記の各設問に対して、いずれかに○(丸)を付けてください。

### (就学支援金の申請に係る提出フロー)



※今回の意向確認後に、受給を希望されることになる場合、認定申請を行うことは可能ですが、支給の開始は認定申請のあった日の属する月からになります(受給は遡れません。)